

交流型集落道堺南部地区 府民からの意見公募の結果

1

(提出者：個人)

堺南部地区交流型集落道の事前評価に当たり再度要望します。

堺南部地区交流型集落道(以下、「当道路」という。)の通過予定地点には、環境省のレッドデータブックに記載されているオオタカやカスミサンショウウオを初め、ゲンジボタルなどの貴重な動植物が生息しています。

このことは、この地域には豊かな自然環境が未だ残っていることの証明でもあり、私達には、これを子孫に残してゆく大切な義務があります。

特に、第2豊田川と法導寺川の合流部から上流に広がる田園跡地一帯は、今までの記録でオオタカを初め8種類以上のタカ類の生息が確認されてきました。ここに当道路が建設されると、その造り方次第では彼らの生息場所を奪うことに成りかねません。

道は、古来情報や文化、生産物などの伝播ルートとして町づくりには必要不可欠なものです。一方、道が出来ることにより、その周辺の自然が破壊され、犯罪や交通事故、車の騒音や排ガスなどももたらされます。

当道路が地域振興や環境保全に必要なものとして認められたとして、その建設に当たっては、如何にこれら環境への影響を少なくするかが問題です。

私達人間は、高度経済成長下至る所で自然破壊を行ってきました。これからは人が一步譲って自然の生き物に配慮することが求められています。

失われる田や畑、周辺の緑をどうするのか、そこに生息する生き物に配慮した工事をどういう方法とするのか等々、より具体的な説明を求めます。

また、今後隣接都市との広域的なネットワークの実現や堺酪農団地の活性化など、周辺の開発が進むことになるが、それらによるさらなる自然破壊を招かないよう、条例制定も含む幅広い自然保護対策を望みます。

2	(提出者：堺市鉢ヶ峯土地改良区)
<p>堺市鉢ヶ峯土地改良区を代表しまして堺南部地区交流型集落道について、意見陳述させていただきます。</p> <p>堺市鉢ヶ峯土地改良区権利者は、国、府、市のご指導の下、地区に営農組合を組織し、都市近郊農業を追及し、農業の発展に努力してまいりました。</p> <p>堺市民に大変好評を得ている農産物の直売所コスモス館をはじめ、市民に大変好評な150区画に達するホビー農園、700袋を超える水稻種子の提供、集団転作による大豆栽培など、高い評価をいただいているところであります。</p> <p>しかし今後一層の農業の発展を目指す場合、</p> <p>(1) 農地の土壌改良真土の搬入道路が必要です。 畑地の土壌改良、(現在は粘土質で畑作物には不向き)砂質土壌の搬入を行い水はけを良くする。このための搬入道路とする。土砂は更に南部地域から搬入する。</p> <p>(2) 酪農団地と一体とした道路が必要です。 府下で最大規模の酪農団地と提携した、土壌の改良、牛ふんの搬入と飼料作物の作付けを行い、搬入道路とする。酪農団地と道路でつなぎ一体とした営農をしたい。有機肥料の投入を行いたい。</p> <p>(3) 地元の管理道路として必要です。 地元の改良区後背地の荒廃は残念なことです。けっして環境面でもよくはありません。現在は、里道も獣みちしか無い状況で、椎茸の原木採取や、タケノコの採取にも軽トラックも入れられない状況で、地元の農地、山林の荒廃がすすみ管理道路として必要である。</p> <p>(4) 後背地の荒廃防止としての道路として必要です。 現在でも土地改良区の農地、農道、水路へ廃品を捨てにくる者がいて困っています。 後背地にあたる土地の、環境に配慮した開発、(たとえばハーベスト)などは地元としては、次善の策と考えられる。そのための開発道路としたい。</p> <p>(5) 南北道路を東西道路で結び開発をすすめる。 現在は南北道路が通じていますが、東西への移動が不便です。 鉢ヶ峯の集落の中でも道路がなく死んでいる土地がかなりあります。 東西道路の開通により鉢ヶ峯をはじめ、堺市南部の多面的な開発が可能です。</p>	

3	(提出者：鉢ヶ峯寺自治会)
<p>地元鉢ヶ峯寺町会を代表いたしまして、パブリックコメントをさせていただきます。</p> <p>私たち鉢ヶ峯寺の住人は、長い間東西道路の完成を夢見て参りました。改良区や営農組合の方々と同じ意見であります。堺南部丘陵の地域振興と自然環境を考える会で、道路建設は環境破壊だなどと一面しか捉えない環境団体にはあきれております。地域住民の長年の要望に地区外から物を申す権利があるのでしょうか？泉北ニュータウンやゴルフ場ができるまで鉢ヶ峯寺は本当に自然が豊かでした。今松が枯れ、竹が伸び放題、山や農地が荒れて本当に困っているのは我々なんです。この現状を打破するためには東西道路は絶対に必要です。大阪府や堺市の皆さんは環境団体の意見を聞きすぎです。現代技術を駆使し、専門家の先生の意見を聴き環境に配慮をすれば何も問題はありません。そちらの意見ばかり聴きすぎ、道路の建設が進まないのであれば、地元はもうこれ以上ついていきません。早期着工を望みます。</p> <p>鉢ヶ峯寺自治会の長年の夢の実現をかなえてくださるようお願い申し上げます。</p>	

4	(提出者：堺農業公園株式会社)
<p>堺・緑のミュージアム「ハーベストの丘」は、体験型農業公園として平成12年4月にオープンし、堺市の農業振興の拠点として都市住民に農業の大切さや楽しさ、その果たす役割などの情報を発信してまいりました。</p> <p>また、併設の農産物直売所では、出荷農家数が年々増えエコ農産物や新鮮な地場産野菜を常時供給し、隣接するニュータウン住民などで連日賑わっており、売上げも年々増加の一途で、農家の収入向上に寄与しております。まさに堺市農業の核施設として定着しつつあります。</p> <p>しかし、アクセス道路は行き止まり状態になっており、行楽シーズンにはあいかわらず交通渋滞を惹き起こし、とりわけ彼岸の時期ともなれば、近隣の公園墓地への多くの参拝者と重なり深刻な事態に至っており、いまだ苦情が絶えない状況であります。当然、農家の営農面や出荷面にも大きな影響が生じております。</p> <p>しかし、このたび大阪府で事業化をめざしていただいている交流型集落道は、現在行き止まり状況になっている道路を貫通させるものとして大きな希望をもっており1日も早い着工を待ち望んでいるものであります。完成すれば、河内長野方面からの集客も見込めますので、是非とも早期に完成していただきますよう、切に望むものであります。</p>	

本「東西道路」が計画されている堺市鉢ヶ峯のエリアは、堺市のみならず大阪府でも有数の里山であり豊かな自然生態系が育まれていることは堺市の調査や市民参加のもとで行われた「いきもの調査」でも明らかです。この里山の自然環境は後世に残すべき「市民遺産」「府民遺産」であると思われます。しかし、100haにも満たないこの里山は、一旦、生態系に十分な配慮を怠った開発が行われれば、生き物の生息地は奪われ、景観も消失し、単なる荒れた山林という「負の遺産」とも成りかねない、脆い里山でもあります。

鉢ヶ峯の里山の真価は、いつに種の多様性にあります。起伏に富んだ地形で尾根や谷が入り組み、小さな尾根一つ越えても植物相は異なって個性に富んでいます。地形の変化ばかりでなく、長年培われてきた里山の棚田やため池、用水路といった生物の生息空間が今に残されていてトンボの種を例にとっても71種を数えるほどの貴重な生息地です。

そうした自然の中で、開発の影響により最もダメージを受けやすいと思われるのは、谷筋と谷につながるため池や小河川、旧の田んぼといった湿り気のある場所です。工事重機が入り樹木が伐採され、濁水や土砂の流入と乾燥にさらされると壊滅状態になります。

現在、鉢ヶ峯の谷津田（東西道路/堺市造成地区間）でも両生類や爬虫類、水生昆虫類の棲み家が失われつつあるのを目にしているところです。開発の際に計られる「自然環境影響調査」では、一般に環境の指標となる生物やレッドデータ記載種が評価の対象となり、普通種の種類と数量が挙げられることはありませんが、わたし達が思う「豊かな自然」とは希少種が存在する貴重な自然という視点とともに、普通種が多種、多様にあることにあります。それが鉢ヶ峯の真価です。

本東西道路計画地では、墓地南側の尾根筋を通すよう予定されていますが、予定地の南斜面下の急峻な谷が、鉢ヶ峯では貴重なビオトープとなっています。ハンノキやスギの高木とつる植物で覆われた谷は周年、空中湿度が保たれ谷底は常にぬかっている、それが地下水となって小さなため池に流れ込んでいます。独特の植物相が見られ、きのこやシダ類（わたし達の調査で22種）の宝庫になっています。又、カスミサンショウウオやシュレーゲルアオガエル、サラサヤンマの産卵場所になっていて、他に替えがたい特有の自然が残されている所です。この谷が東西道路の造成による濁水や土砂の流入と乾燥化にさらされ、地下水に変動をきたし、林床が変貌するとどのように自然が衰退するのか、大変、危惧するところです。特に「RDB」で地域固有種に挙げられているカスミサンショウウオについては危機感を募らせています。狭い範囲でしか生息できない生き物にとっては重大な問題です。

本東西道路に関する府民意見に当たって新規事業評価調書が示されており、このことに関して以下の意見を申し上げます。

1. 同調書の自然環境等への影響と対策欄に「環境アセスに準じた資料整理を行った。以下、略」とありますが、11月4日の「第5回（仮称）堺南部丘陵の地域振興と自然環境を考える会」で「生態系に及ぼす影響予測～評価一覧表（以下、「一覧表」という。）が大阪府から示されただけで東西道路築造に関する自然環境等の保全措置の検討はされていません。
2. 上記同欄で「本事業区域でこれまでに実施された環境調査等を基に...」とありますが、同一覧表を見る限りでは、影響予測において墓地南側の谷筋とその周辺の詳細な生物調査や工事予定地の集水域の水量測定が必要です。例えばカスミサンショウウオの生息頭数を含む調査や移動実態把握などの事前調査がどこまで行われたか明らかにされておらず、同調書でも述べられている「適切な保全措置」を行う場合、新たな事前調査が求められます。
3. 同一覧表に「影響予測」「予測に応じた保全措置」「保全措置の具体策」「予測や措置に対する不確実性」云々が列挙されています。例えば、造成工事による濁水の処理法や谷の乾燥化の防止など、「保全措置の具体策」に抽象的な点が多く、さらに「予測や措置に対する不確実性」として保全対応を避けている項目が随所に見られるなど、どこまで実効性のある措置がなされ生態系の保全が担保されるかの確証を得ません。

貴建設事業評価委員会の事前評価の一つに「自然環境等への影響と対策」があります。今年1月10日付の貴委員会の「本東西道路に対する意見具申」において「環境負荷を最小限に止めることが可能か不確定な要因もある」、「今後ともモニタリング調査を継続すること。その調査結果を踏まえて構造、工法、線形を変更するなど、適切な事業管理に努めること。」などが述べられています。今後、当会として大阪府が予定する道路計画における環境等への影響と対策について意見等を提示し話し合いを行う考えです。なお、それら対策が生き物の生息環境に十分な保全に至らず、生態系に大きな打撃を与えると判断される場合の「自然環境負荷の回避」という視点、保全対策に莫大な費用がかかると判断される場合の「事業コストの縮減」という点から、当会が当初から提案している公園墓地の法面などへの線形の変更を求めることがあり得ることを申し添えます。

以上、貴建設事業評価委員会の各委員には当会の意見をご理解いただき、適切にご審議をお願い申し上げます。

上神谷地区自治会の道路を待ち望んでいる立場から申し上げます。

上神谷地区は、明治27年に北・中・南の上神村(にわのむら)が合併し現在の形になりました。地域には貴重な有形無形の文化財が数多く残されている、歴史的に由緒資源が点在する農村地域であります。また、豊かな自然環境・里山に恵まれ、休日には中高年のハイカーなど多くの都市住民の方々が憩いや安らぎを求めてやってまいります。

しかし、上神谷地区は、昭和40年代の泉北ニュータウン開発によって、南北の道路整備は進んだものの東西の路線が弱く地区が分断されていることから、集落内の道路や下水等の生活環境整備が大きく立ち遅れており、地域振興がはかどらないのが現実の姿であります。さらに、行楽シーズンの「ハーベストの丘」や彼岸の公園墓地の渋滞は、日常生活にも深刻な影響を与えております。農産物直売所を訪れる人々も年々増えているように思われます。これら地域の問題を解消するためには、東西道路の早期完成が是非必要です。強く要望いたします。

また、最近、畑にある酪農団地においては産業廃棄物の不法投棄事件が発生しております。地域を悩ませた法道寺川の雨後の臭いの原因も、酪農団地の牛尿であることもわかりました。その原因は、やはり地域と交流のない閉ざされた空間で私たち下流住民の声が届かなかったせいではないでしょうか。衆目にさらされればあのようなことが起こらなかったのかもしれませんが、東西道路は「交流型集落道」ということなのでこの道路を契機にあそこが地域に開放され(交流型農業に転換すると聞いている)常に住民との交流が図られ、顔が見えれば下流に住む私たちのことも今以上に考えてくれると思います。地域住民の不安を取り除くためにも、早期に道路を延伸することが望ましいと思います。

地域には環境問題を考える会が発足しておりますが、上神谷地区の自然を維持・保全していくためには、この道路整備により、社会基盤の整備、生活環境の改善を図り、農業振興及び地域振興を図っていくほかはありません。里山の自然を守ってきたのは、私ども地元農家であり、地元住民であります。

どうか、地域の希望の灯りを消さないで下さい。

最後に、この道路は、地元が強く待ち望み、過去4代にわたる自治会会長をもって、長年要望し続けてきたものであります。とりわけ故西田会長におかれましては、地域を想い、愛し、地元要望の集大成としてこの道路推進を切望されておられました。その志半ばで残念なことになってしまいました。しかし私たちはその御遺志を受け継ぎ、現在、自治連合一丸となって東西道路を推進していく、意志を固めました。昨年にもまして市長や市議会にご支援を頂いているということをつけ加えまして、是非道路着工を認めていただくよう要望いたします。

[要約]

意見は大きく4点(特に新規事業調書の進捗追記部分を中心に、自然環境への影響A,Bとその他特記すべき事項C,D)

A 「平成15年度は環境アセスに準じた手続きを行い環境への影響の低減させる」に関する部分

「平成15年度は環境アセスに準じた手続きを行い環境への影響を低減させる」に関する部分

自然環境への影響や対策について現行案では不十分という説明を、「環境アセスに準じた資料整理」項目に基づき行ったのち

意見具申 現行案(C案の案)を基本ルートとして承認することは自然生態系が受ける壊滅的障害を防ぎうる信頼できる対策が存在しないと考えられることから、やめてほしい。

意見具申 事業評価委員会において自然環境への配慮が本当になされているといいうるためにはA案の不承認が不可欠であり、よってB,C案という代替案が提示されるまでは所定の成果がまとまったと考えられる段階ではない、そこでこのような判断を肯定し共有してほしい。

意見具申 現行案あるいは微修正案には反対。どうしても道路を作るのならB案C案を採用するしかない。その場合でも昨年度意見具申(ア)の条件(農業振興・地域振興の実現に向けた取り組み)のクリアが条件である。

(注記)意見具申、におけるA,B,C案とは、

A案(現行案を基本ルートとしたその微修正案)

B案(道路路線を大きく公園墓地側の法面まで振る、尾根筋を通さない案)

C案(公園墓地外周道の活用案)

B 「農畜産者、地域住民、環境団体等により『(仮称)堺南部丘陵の地域振興と自然環境を考える会』(以下「考える会と呼ぶ)を平成15年7月に立ち上げ、議論を行い、今後とも、本事業の環境配慮や里山保全のあり方についての議論を継続展開し、地域振興と自然環境が共存する取り組みを進める。」に関する部分

地球村の傍聴から得た見解を述べる。(1)第4回(10,2)の会議で、鉢ヶ峯の自然を守る会(以下「守る会」と呼ぶ)は当評価委員会に提出した意見書を配りこれが我々の考えであると述べた、道路について支持しているのではないこと、その必要性について疑問をもっていることが要点である。(2)「守る会」は第5回(11,2)の会議で(意見具申、(注記)の記号を使えば)A案では環境負荷の回避は不可能で、B,C案でなければならぬということを経済負荷の回避という概念を使って述べている。(3)「守る会」は第5回(11,11)の会議で、道路の必要・不必要について判断を下せる段階ではないこと、計画段階で自然環境保全の具体策を定め、その実行担保を見極めていくことが重要という内容の意見書を提出している。これは会議の分裂を回避するため座長預かりとなるが、一定時間傍聴者にも配布されていた。(4)会議では「現概略設計をベースにした今後の継続的な環境配慮の検討」を次回審議することになっているが、このことは「守る会」が現概略設計をベースとすることに合意したことを意味しない。何故なら「守る会」は座長預かりとなった意見書を撤回したのではないからである。

意見具申 「考える会」に於ける議論が正常裡つまり冷静かつ理性的に行われるよう座長としての御努力をお願いしたいことと「考える会」の状況を建設事業評価委員会の各委員に説明されるに際してご自身が二つの会議の委員であることに留意していただきたいことの2点

C 「環境問題にも配慮した「堺酪農団地活性化基本計画」の実現を図っていく」に関する部分

まず当評価委員会、意見具申の条件(ア)における「酪農団地活性化の実現に努めること」並びに後段の「以上の点について所定の成果がまとまった段階で事業の更なる展開の是非について改めて検討する」の論述を重視していることを述べ、次に酪農団地を巡る3つの不祥事つまり産業廃棄物不法投棄事件、団地内溜池への牛尿不適正処理事件、乳牛不法投棄事件について言及、とくに第3の事件では関係者個人の外に、法人としての酪農団地が書類送検されていることを述べる。

意見具申 堺酪農団地は、国、大阪府、堺市による税等の補助を受けるに必要な資格を欠いた団体であると考えますが、このような団体への税等の投入の是非の判断を踏まえて審議に臨んでいただきたい。

意見具申 堺酪農団地活性化計画実現のための努力が所定の成果をまとめあげるにはまだ時間がかかりますし、挫折する可能性さえ否定できないと考えています。活性化のための努力の現時点での到達点についての府農政室の説明を受けて所定の成果がまとまったとか、近い将来まとまるであろう(推測)といった判断を下されないことをつまり条件(ア)のこの部分はクリアされたという判断を下されないことをお願いいたします。

意見具申 条件(ア)の中に「国庫補助制度を活用するなど・・・その実現に努めること」とありますことと「所定の成果がまとまった段階で・・・」とから、国つまり近畿農政局該当課が補助金交付を決定するまでは「所定の成果がまとまった」とはいえないと考えられますが、この考えから逸脱しないことをお願いいたします。

意見具申 新規事業評価調書で追記された「堺酪農団地の活性化については・・・本集落道の事業進捗に合わせた国庫補助事業等の導入を検討しているところであり、・・・」であります。これに通常の解釈を施した時に解釈される意味は建設事業評価委員会の「交流型集落道堺南部地区」についての意見具申から逸脱している或いは意見具申と矛盾していると思われる。そこでこの点を検討していただく必要があることと逸脱或いは矛盾していると判断された場合にはこの文章の「本集落道の・・・検討しているところであり」の部分の新規事業評価調書からの削除を提言していただきたいというのが意見具申であります。

なお意見具申の補足として「本集落道の事業進捗」というときの進捗の中身が、用地買収や道路建設であるとすれば当評価委員会の意見具申から逸脱している、それと矛盾しているというさかい地球村の見解を説明している。

D 「体験型農業公園「ハーベストの丘」は広域交流による各施設として重要な役割・・・地域の核として持続的な発展を図っていく」に関する部分

「ハーベストの丘」が地域の核施設であり続けるかには疑問があることを堺市農政部からのデータを基に述べている。農産物直売所の入場者数は微減であるが、ハーベストの丘本体の入場者数は大きく減少している。12年度と14年度を比べると40万人強の減少である。

E 「最後に道路建設(A,B,C案すべて)なき場合の農業振興、地域振興について要点のみ記述しさらに現下の財政事情にも言及」

農業振興の決め手は道路ではなく労働力不足を解消することで、そのためには都市の援農者に魅力的な空間を残しその導入を図ることこそ肝要であります。それと府のホームページ「大阪府財政の現状」によると現下の大阪府の財政状況は減債基金からの借り入れにより予算編成を行っているということですが、財源として使える基金もほぼ底をついていることも述べられております。このような財政状況の中で様々な問題を抱えた交流型集落道への府税等の投入は問題であることを指摘しておきたいと思っております。

東西道路延伸事業の早期実現にかかる要望意見について

1. 東西道路の早期実現は、地元住民の長年の要望（願望）ではありますが、これは鉢ヶ峯地区における「生活環境の改善・地域振興・農業振興・里山保全」などの観点から自治会を中心に要望してきたところであり、現在一部完成（府道分岐点よりハーベストまで）し、更に今年度一部延伸工事に着手していただいたところであり、ます。
2. 地元（自治会他）としては、この東西道路の完成（実現）によって生活環境（利便性）交通アクセスの改善で地域振興をはかり、荒廃が進む農地の適正管理の実現、荒れ放題の山林・里山の復興に多大に役立つものと確信しているところであり、ます。
3. 地元としては、この実現を通じて地区住民の生活の利便性（生活環境の改善）を向上させたいこと。さらに緑と里山・農空間を将来にわたって保全し「日本の田舎の原風景」を都市市民の皆さんに感じてもらえるような地域づくりをしていきたいと考えているところであり、ます。
4. 以上の実現のためその中心課題である東西道路の延伸事業を平成16年度に実現していただきたく強く要望するものであります。

1. 道路計画地には墓地の南側の尾根から第2豊田川にかけての谷も含まれており、ここは湿地の状態近くには小さな溜め池もあります。このような場所は湿地独特の生態系が存在し、これを一旦壊すと回復不可能な状況になるということを認識していただきたい。
2. 湿地の生物のなかでとりわけ両生類・トンボ類には環境省のレッドデータブックに記載されているものも多く、これらは環境の変化に敏感です。01年に東西道路として一部工事にかかりましたがその濁水が近くの池に流れ込んで1年以上池は茶色に染まったままです。このような状況になると湿地性の動植物（特にカスミサンショウウオ）のほとんどが死に絶えてしまいます。
3. 第2豊田川・法道寺川にはゲンジボタルが繁殖していますが、土砂の流入や地下水脈の変化・乾燥化などによって多大な影響を受けると考えます。市街化された堺市のなかにあっても私にとっても地元の方々にとってもすぐ近くの里山にボタルが棲んでいるというのは市民の誇りでもあります。
4. またこの湿地や道路の予定地の上空をオオタカが舞っています。オオタカはこの生態系の頂点にたっているとみられますが、道路が付くことによって豊かな自然環境が失われると生息場所を奪いかねません。

以上の観点から私はこの場所を湿地として大きく残すことを意見具申します。